

答弁
令和七年十二月二十三日受領
第一八三号

内閣衆質一一九第一八三号

令和七年十二月二十三日

内閣総理大臣 高市早苗

衆議院議長 額賀福志郎 殿

衆議院議員松原仁君提出テーザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出テーザーガンの試験導入と地域警察官の装備資機材に関する質問に対する答

弁書

一について

お尋ねの「地域警察官が使用する新たな装備資機材」の整備については、必要に応じて、都道府県警察の意見を聞きつつ、検討すべきものと認識している。

二について

お尋ねの「改良の状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年四月一日現在、三十二の都府県警察において「地域警察官」が使用する「催涙スプレー」を整備していたと承知しているほか、警察庁において、催涙液を噴射した際の到達距離等を改善した「催涙スプレー」を開発し、同年三月から同年七月までの間に、全国の都道府県警察に試験的に配備したところである。

三及び四について

お尋ねの「拳銃とテーザーガンの発射に関する比較」については、「致死性」、「流れ弾」の危険性」、「警察官が感じる精神的な負担」及び「対象の制圧に使用可能な状況」の判断を行うに当たって、「拳銃

と「テーザーガン」の種類、気象条件、相手方との距離等の様々な要素を勘案する必要があるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五について

お尋ねの「テーザーガン」といった新たな装備資機材の整備及び活用の在り方については、引き続き検討中である。